

消防災第 1 0 1 号

平成 2 4 年 3 月 9 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）

標記については、平素から格段の御尽力を頂いているところですが、今冬の大雪では、これまでに死者が 118 人（平成 24 年 3 月 8 日現在）にのぼるなど、大きな被害が生じています。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、「降積雪期における防災態勢の強化について」（平成 23 年 12 月 9 日付け消防災第 405 号）、及び「除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について（通知）」（平成 24 年 1 月 27 日付け府政防第 109 号、消防災第 25 号、（新）国国地第 81 号）にて、対策に万全を期されるよう通知したところです。

さらに今後、融雪出水期を迎えるに当たり、雪崩、融雪に伴う出水等が発生することが懸念されることから、平成 24 年 3 月 9 日付け中防消第 11 号により防災態勢の強化について改めて通知されましたのでお知らせいたします。

下記の事項に留意し、引き続き人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるようお願いいたします。また、貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 平成 24 年 2 月 21 日の「大雪対策に関する関係閣僚会議（第 2 回）」を受けて、2 月 23 日に豪雪関係道府県連絡会を開催したところであるが、当日配布した資料を参考としつつ、除雪を担う人材の確保など雪害対策を推進すること。

2. 大雪警報、なだれ注意報等の防災気象情報に留意し、関係機関等との連携など警戒態勢を強化すること。

3. これまでの降積雪の状況、過去の雪害事例等から、雪崩、融雪に伴う出水による河川のはん濫又は土砂災害等の発生が想定される地域等においては、避難路・避難場所を住民に周知徹底するとともに、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告等を行うこと。

避難勧告等の伝達については、防災行政無線等の活用や消防機関、自主防災組織を通じた伝達など、効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。なお、防災行政無線等の伝達手段の点検・確認をあらかじめ行うこと。

4. 情報の伝達、避難誘導に当たっては、高齢者・障がい者等の災害時要援護者に十分配慮すること。災害時要援護者及びその関連施設に対する情報伝達・避難誘導體制の再点検を行い、警戒避難体制等の整備に努めること。

5. 災害が発生した場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用など地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すること。なお、あらかじめ関係機関の連絡先の確認を行うこと。

また、自衛隊の災害派遣要請については、事前に所要の手續や要件等を関係機関等との間で確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行うこと。

以上

中 防 消 第 1 1 号  
平成 2 4 年 3 月 9 日

関係道府県防災会議会長 あて

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)  
野 田 佳 彦

## 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力を頂いているところである。今冬は日本海側を中心として、記録的な降雪となっている。

この大雪によって、屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故、屋根からの落雪、雪崩等により、亡くなられた方は、平成24年3月8日までで、118名に達しており、昨冬の死者数131名に近づいている。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成23年12月9日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は記録的な積雪となった地域が多数あり、各機関におかれては、関係機関と緊密な連携のもと、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、市町村防災会議に対する周知方よろしく願います。

### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の防災気象情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、その他必要な関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

## 2. 警戒避難態勢の強化

市町村においては、関係機関と緊密な連携のもと、気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生のおそれのある地域について、あらかじめ、避難路・避難場所を住民に周知徹底するなど、警戒避難態勢の強化を図ること。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告・指示を行うことができること。避難勧告等の情報については、防災行政無線等の活用や消防機関、自主防災組織を通じた伝達など、効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の点検・確認を行うこと。

## 3. 雪崩、河川のはん濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

気温の上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川のはん濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形、これまでの降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。また、施設管理者等が主体となって関係機関協力と綿密な連携のもと、あらかじめ危険箇所を住民に周知徹底すること。

## 4. 災害時要援護者等への配慮

市町村、消防機関及び福祉関係機関等は、緊密に連携し、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設について、平常時から巡回等により状況を把握し、適切に情報の収集や提供を行うこと。特に、融雪出水期に備え、市町村、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等を整備・点検し、警戒避難態勢の強化に努めること。また、交通の途絶による孤立時の避難を迅速に行うために、ヘリコプターの活用等を含めた適切な輸送手段を確保すること。

以上